資料6

今後の方向性について

1. 令和6年度の重点取り組みについて

■八尾市男女共同参画センター「すみれ」による女性活躍のための新たな寄り添い支援として、アウトリーチ型の相談支援を実施

【趣旨】
これまで「すみれ」につながりにくかった層へのアプローチとして、
いつか困りごとを抱えたとき、「すみれ」に相談することへの心理的ハードルを下げておくことで、「すみれ」につながりやすい環境をつくる。

【令和6年度　実施予定一覧】
●地域子育て支援センター　3か所
　八尾市男女共同参画センター「すみれ」スタッフが本取り組みの受け入れが可能な地域子育て支援センターへ出向き、その場にいる参加者に対し、「すみれ」の広報（チラシや啓発用物品の配付）を行い、その場で相談を希望する方がいれば対応する。

●つどいの広場　8か所
　八尾市男女共同参画センター「すみれ」スタッフが、開催を希望するつどいの広場へ出向き、その場にいる参加者のうち希望する方々に対し、つどいの広場が希望するテーマで、「すみれ」スタッフが進行役となって交流の場を提供する。

【アウトリーチ実施報告（6/19 実施分）】
・東山本地域子育て支援センター『わかば元気っこくらぶ』にて実施
・おとな 11 人・こども 11 人の計 22 人が参加
・八尾に引っ越して来た市民向けイベント後に「すみれ」スタッフが訪問
・「すみれ」の知名度は低かったが、「すみれ」を知っていただく良い機会となった。

2. 公民連携の取り組みについて

■包括連携協定に基づいた男女共同参画の取り組みのほか、民間企業のご協力による各種セミナーや情報発信事業の実施

■八尾市男女共同参画センター「すみれ」について、様々な知見を持つ外部人材のお力をお借りして、女性が抱える困難に寄り添いを支援する「場」としての活性化をめざす。

3. 計画策定のスケジュールについて

■「資料6　別紙」参照

■現行の「八尾市はつらつプラン」の計画期間を1年間延伸（令和7年度まで⇒令和8年度まで）することについては以下のとおり

【理由】
　令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は施行後、3年をめどに全体的な見直しが行われる予定であること、また、「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」も、令和6年度から令和8年度までとされており、法や大阪府の計画の内容をふまえたものとするため

【改定スケジュール案】
令和6年度　計画の延伸についてのご提案
令和7年度　市民意識調査等の実施
令和8年度　市民意識調査等の結果をふまえた改定作業の実施
令和9年度　次期八尾市男女共同参画基本計画の策定